

掛川市告示第2号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第11条第1号の規定に基づき、
掛川市排水設備指定工事店を次のとおり指定する。

平成23年1月19日

掛川市長 松井三郎

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

藤枝市天王町三丁目5番25号

有限会社坂田設備

代表取締役 坂田 時雄

2 指定日

平成23年1月19日

3 指定期間

平成23年1月19日から平成25年5月31日まで